

「亀山市・子どもSOSの家」 このプレート見覚えありませんか？

市では、地域ぐるみの「子どもの安全を守る環境づくり」の推進を目的に、子どもが登下校中に身の危険を感じたとき、一時的な緊急避難場所となる「子どもSOSの家」を設置し、子どもが被害者となり得るさまざまな事件の未然防止を図っています。

令和7年3月現在、市内の家庭および事業者の登録件数は734件となっており、子どもの安全確保および抑止力としての防犯活動にご協力いただいています。



? 「子どもSOSの家」とは？

子どもたちが、知らない人から「つきまとわれた」、「連れ去られそうになった」などの不審かつ危険な状況に遭遇した際、一時的な緊急避難場所としての役割を担うのが「子どもSOSの家」です。

地域ぐるみで子どもたちの安全を守るボランティア活動ですが、実際に子どもが駆け込んできて、助けを求められた場合、どのようなことをするのでしょうか？



緊急時の対応

登録者をお願いしていること

1 子どもの保護

安全を確保し、子どもを落ち着かせて事情の聞き取りを行います。



2 警察への通報

110番通報により、聞き取った内容を含め状況を警察に伝達の上、指示を受けます。

※緊急でない場合は、亀山警察署に連絡します。



3 保護した子どもが通う学校および教育委員会へ連絡

状況および受けた指示などの情報を関係機関へ共有します。



? 「子どもSOSの家」に登録するには？

市内の「子どもSOSの家」は、小・中学校ごとに名簿を管理しています。

ご協力いただける人は、「登録申請書」に必要事項を記入の上、お住まいの学区の小学校または中学校へ提出していただくようご案内しています。登録完了後、看板プレートを外から見やすい位置に掲示することで、地域の安全・安心の環境づくりに寄与いただいています。

ご協力いただいている登録者については、取り組みの有効性を保持するため、学校を通じて継続の意思確認を毎年行い、劣化したプレートの交換なども申請に基づき行っています。

詳しくは、市教育委員会ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

市教育委員会ホームページ
「青少年健全育成」
(登録申請書等はここから)

